

# 令和4年度 霧島市議会 総務環境常任委員会 行政視察報告書



金沢市役所 議場にて

(長野県上田市・石川県金沢市・大阪府八尾市)

令和4年11月9日(水)～11日(金)

# 総務環境常任委員会行政視察

1 視察日程 令和4年11月9日(水)～11日(金)

2 視察先及び視察内容

(1) 長野県 上田市

視察内容 「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について」

人 口 155,019人

面 積 552.04k㎡

議員定数 30人

(2) 石川県 金沢市

視察内容 「宿泊税導入について」

人 口 449,999人

面 積 468.64k㎡

議員定数 38人

(3) 大阪府 八尾市

視察内容 「上下水道施設を活用した小水力発電について」

人 口 264,416人

面 積 41.72k㎡

議員定数 28人

3 参加者

委員長	宮田竜二
副委員長	今吉直樹
委員	松下太葵
委員	藤田直仁
委員	松枝正浩
委員	前島広紀
委員	有村隆志
委員	仮屋国治
委員	宮内 博

## 4 視察概要

■ 11月9日（水）15時00分 上田市（都市建設部 都市計画課）

視察内容 太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

### <概要>

①経緯：平成27年10月「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要領」制定  
平成29年4月「上田市太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」制定  
平成30年9月議会で請願書が出され、委員会で趣旨選択、意見書を国へ提出  
平成30年12月議会で一般質問で市の答弁後、有識者会議を設置して条例化  
令和元年8月「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」施行

②太陽光発電設備設置事業について、特に配慮が必要と

認められる区域「抑制区域」として指定

- 観点：災害防止、森林機能保全、農地保全、景観保全、自然環境・生態系保全
  - 適用範囲：抑制区域内で1,000m<sup>2</sup>以上、かつ、50kw以上
    - ・市との事前協議は、資格を有する設計者が行わなければならない。
    - ・地域住民への説明は設計者が行わなければならない。
- ⇒事業者ではなく、設計者に義務化



### <主な質疑>

Q1：今後の大規模な森林伐採や開発に備えた新たな条例についても研究・検討がなされているか。

A1：太陽光条例では事業を中止させることができない。

⇒「上田市開発事業の規制に関する条例」（罰則あり）を運用

Q2：この条例を制定する前と後で、事業者からの設置（申請）件数に変化があったのか。

A2：FIT 買取価格の低下が原因で事業認定数が減少。

Q3：条例施行後の効果、住民の反応について

A3：条例施行後の効果としては、設置事業者からは、設置条件が厳しいという声もあがっているが、住民からは、事業を中止させられるわけではないので、抑止力になっていないという否定的な意見や住民に対する説明会が義務化されたので、事業に対する計画を知り、意見を  
する機会を得られたという肯定的な意見もある。



## ■ 11月10日（木）14時00分 金沢市

### 視察内容 宿泊税導入について

#### <概要>

##### ①経緯

- 平成28年11月 金沢経済同友会からの提案に対して市長が検討を表明
- 平成30年1月 宿泊事業者に説明会を実施  
パブリックコメント募集2回実施
- 平成30年6月 条例公布
- 平成31年4月 宿泊税導入



##### ②推移データ

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年9月時点
税収入（億円）	7.6	4.2	4.8	3.6
宿泊数（泊）	3,778,500	2,095,822	2,471,418	1,770,912
登録施設数（件）	360	422	448	451

※金沢市の財源総計は約1,600億円

##### ③税収の使途（令和4年度予算：5.2億円）

- まちの個性に磨きをかける 歴史・伝統・文化の振興を図る施策
  - ・伝統芸能、伝統文化、伝統工芸の振興
- 観光客の受け入れ環境の充実を図る施策
  - ・文化財解説版の多言語化
- 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策
  - ・無電柱化、金沢駅周辺広場の快適なトイレ空間整備、シェアサイクル、



#### <主な質疑>

Q1：宿泊税の使途の一つに、「無電柱化の推進」がある。観光客よりも、その地域住民や事業所の方々が恩恵を受けると思われるが、宿泊税収入を充当することに異論はなかったのか。

A1：景観の点で、観光客にも恩恵があると考えます。

Q2：金沢市の宿泊税は、基準財政収入額に入っているか。

A2：入っていない。法定外目的税であるため、入湯税等と同様に、収入額には計上されていない。

Q3：宿泊税導入時、近隣市町との調整は行ったか。

A3：行っていない。視察時説明したとおり、近隣市町とは調整せず、あくまで観光都市として京都等を参考に導入した。

Q4：令和4年度予算 宿泊税充当予算のうち、「文化財解説版の多言語化」とはどのような事業か。

A4：金沢の主な観光ルートにある主要な史跡等標示板の多言語化整備を順次行っている。日本語と英語表記を並列にし、さらにQRコードを表記して、スマートフォン・タブレット端末で読み込むと、韓国語・中国語表記にも変換されるようになる。



■ 11月11日（金）13時30分 八尾市水道局  
視察内容 上下水道施設を活用した小水力発電について

<概要>

①現地視察

- ・75kwクラスの発電機を4台並列、半地下に埋設  
⇒霧島市の用水路利用発電に比べて騒音が少ない
- ・施設エリアも15m×15m程度



②事業内容

- ・大阪府水道企業団からの受水での余剰水圧を利活用
- ・民間企業(株)DK-POWER（ダイキン工業の子会社）が、ヒト・モノ・カネの財源を支出
- ・(株)DK-POWERの売電収入の半分が八尾市に入る⇒事業期間20年で約3,400万円
- ・(株)DK-POWERの固定資産税が八尾市に入る⇒事業期間20年で約2,600万円  
⇒八尾市は場所を提供しているだけで、自主財源が入る

<主な質疑>

Q1：設備1基あたりの建設費

A1：4台で約2億円（DK-POWERが支出）

Q2：設備1基あたりの発電量

A2：4台で出力見込み121.6kw 年間発電量見込み1,012Mwh

Q3：設備の建設工期

A3：契約から1年以内

Q4：発電のメカニズム・しくみ

A4：大阪府水道企業団からの受水での余剰水圧を利活用

Q5：メリットとデメリット

A5：メリット 公民協働事業であること      デメリット システムダウンなどの対応

Q6：事業期間20年が経過した後の処遇

A6：①DK-POWERが事業を継続    ②八尾市が発電設備の無償譲渡を受ける(地産地消)    ③撤去  
いずれか選択することになる

Q7：上水道の水道施設を活用した「小水力発電」は、飲み水に与える影響が懸念されるが、安全性は、どのように担保されているのか、

A7：水車には水質に影響を与えない材質を使用している水車プロメーカー製を使用

Q8：市民に対してどのような説明を行い、理解を得ることができたのか

A8：市民に対して事前説明はしていない 理由：水道局施設内の工事であり、住民に影響しない

Q9：売電収益の一部を八尾市の収入とすることについて

A9：DK-POWERの企業方針として契約した

土地の賃借料と売電利益の一部＝170万円/年 固定資産税＝130万円/年  
を見込む



市販されている  
高度浄水処理水

## 5 所感

### ■ 総務環境常任委員長 宮田 竜二

#### 【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

上田市では、令和元年に「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を施行したが、FIT の買取価格低下に因り、メガソーラーが儲からない事業となり、開発投資する事業者が少なくなっている実態や太陽光条例では事業を中止させることができないことから、「上田市開発事業の規制に関する条例」（罰則あり）を運用している点など、時代の変化や、実運用での課題を把握することができた。これらの点を考慮した場合、今後、「霧島市開発事業の規制に関する条例」が必要ではないかと感じた。



#### 【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

金沢市は、宿泊税を財源として、まちづくりに広く有効活用されていることが分かった。霧島市では入湯税を導入して温泉施設の維持管理の財源としているが、更に宿泊税を導入することで、観光施設周辺的环境整備などに有効活用ができ、観光振興へつながるのではないかと感じた。

#### 【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

八尾市が上下水道施設を活用した小水力発電は、大阪府水道企業団からの余剰水圧を利活用した他力だけではなく、民間企業 DK-POWER との公民協働事業であるが、ヒト・モノ・カネの財源は全て DK-POWER が支出し、八尾市は場所を提供しているだけで、年間 300 万円の自主財源が入る自治体に大変有利な事業であると感じた。メガソーラーに偏らず、本市でも公民協働事業で小水力発電事業の導入を検討していくべきだと感じた。

【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について  
上田市は、カーボンニュートラル宣言を行い、行政と市民が共に、再生可能エネルギー、新電力に取組み、持続可能な地域エネルギー社会を追求している。

本視察の主な目的であった「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」は、太陽光発電設備の設置について、特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」として指定し、市民の生命、財産を脅かす開発を伴う太陽光発電設備の設置を抑制に大きな効果を発揮しているようである。これは、担当課である都市計画課の職員の専門的な知識や経験が、条例制定の際や制定後の運営に重要であることも感じた。また、市として、自然エネルギーの抑制と促進のバランスをとるのは容易ではなく、市役所全体での情報共有、状況把握が大変重要であり、効果的な政策立案、実行が求められると感じた。



【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

金沢市が宿泊税を導入した経緯やその後の経過について、詳しく知ることができた。導入は、民間提案から検討がはじまり、それを市が実行した流れをみると、導入に対する市民の理解、とりわけ納税義務者である経済団体の理解は得やすい状況にあったように想像できた。

なお、導入後の状況や実績は、コロナ禍の状況にあり、参考になるものばかりとは言えないが、そのような中でも、担当課が行っている企業訪問や納税率、市民の声などについては参考にすべき点があったと感じる。

宿泊税という自主財源を確保することで、魅力ある観光地づくりに対する明確な財源となり、中長期的な視点で観光政策を考えることが可能となる。裾野の広い観光産業において、地域一体となる受入体制の整備、プロモーション等を行うことで、市発展に寄与するものであると感じる。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

八尾市が取組む上水道を活用したマイクロ水力発電は、これからの時代の行政運営に大きな示唆を与えるものであると感じた。

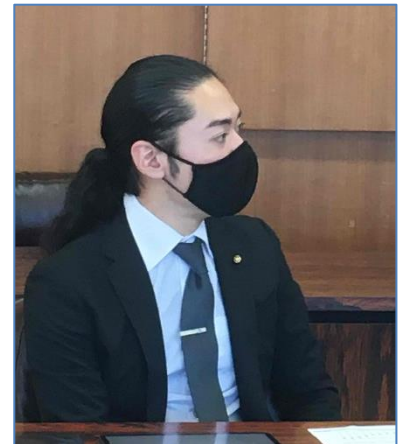
まず、市として、環境政策に力を入れ、ゼロカーボンシティを宣言していることは、市民の意識改革、行動変容を起こす狙いがある。同時に、民間企業とタイアップし自主財源の確保にもつなげている。また、市役所としては、チャレンジをおこし成功体験の積み上げや民間企業と連動により、市職員の意識向上と資質向上にもつながっていくであろう。中長期的な視点をもって、地域におけるエネルギー政策に取り組むことの重要性を感じた。

【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

上田市では、市内における太陽光発電設備の設置に関し、設置に適した場所への導入を図るため、特に配慮が必要と認められる区域を定めるとともに、その区域に設置する場合の必要な手続を定めた「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を施行している。条例では、太陽光発電設備の設置について、特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」として指定している。

今後霧島市でも独自の条例が必要と感じた。



【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

金沢市が宿泊税を導入した経緯や宿泊税を財源として、まちづくりに広く有効活用されていることがわかった。約4億円から8億円の自主財源が確保をされていて、税収の用途はまちの歴史、伝統、文化の振興や観光客の受け入れ環境の充実化、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策など、どれもまちのために有効活用できていると感じた。宿泊税ではなくても自主財源を増やす事の大切さが勉強になった。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

八尾市は初期投資もなく場所の提供というあまりリスクなく年間300万円「170万円の使用手数料と年間130万円の固定資産税」の自主財源が見込まれるということで魅力的な事業だともった。環境にも優しく霧島市でも検討していくべき事業だと思う。



【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

同様の問題を抱えている霧島市において、とても参考になったが、仮に条例の制定がなされても、事業を中止させる権限はないので、条例で義務化する手続の条件の厳格化を図るなど内容の検討や有識者及び地域住民等との協議も含め、十分な思考と配慮が不可欠であり、後世に負の遺産を残さぬよう、今後も継続して検討していく必要があると感じた。



【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

宿泊税導入による恩恵は、まちの歴史・伝統・文化の振興や観光客を受入れる環境整備（施設や景観、誘客活動など）の充実、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るなど、多岐に亘っており、自主財源の拡充という観点からは、とても魅力的なものになり得ると期待される。また、金沢市は人口約45万人の中核市であり、当時、北陸新幹線の終着駅として開業し、観光客の大きな増加が見込まれる状況下にあった。霧島市においては、高速道路や国際線もある空港を有し、観光客の誘客手段はあるが、一方で各観光地のハード面を含めた環境や交通アクセス、受け入れ施設の充実、誘客や広報の展開など、多くの課題も抱えており、まずは総合的なプロデュースが必要であると思われる。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

八尾市の小水力発電事業は、DK Power との公民協働によるものであり、自治体の費用負担がなく、逆に幾分か収入を得ながら、環境への貢献に寄与している。また、この小水力発電は、水位差（圧力差）によって生じる余剰水圧を活用して発電させる仕組みであるために、気象条件に影響されることがなく、広大な場所の確保が不要であること、上水道を始め、工業用水や農業用水等を有効活用できることなど、設置条件のハードルも低く適応範囲が広い、さらに短期間で運用開始が可能であることも魅力的である。霧島市においても、脱炭素社会への実現を推進する施策の一つとして大きく期待できる事業であり、本事業の具現化に向け、前向きに検討すべき事案だと考える。

【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

これまでの霧島市議会では、太陽光発電を規制する法律がないという理由から、条例制定には、前向きでない執行部の姿勢であったように感じている。そのような中、上田市においては、有識者会議を立ち上げ、造成や土木の視点から、5観点10抑制区域の内容において、条例制定を行っていた。法律を超える条例は出来ないものの、自治体独自の発想により、条例制定に向けての動きや条例制定が出来るということを改めて認識が出来るものであった。また市民の声を大切に、危険を回避する安心安全の視点や、暮らしやすさなど、市民目線での行政運営は大変大切である。まずは、何に視点を置き、何が出来るのか、市役所内でも、霧島らしさ、霧島ならではの条例制定に向けた勉強会からの動きに繋げて欲しいものであると感じている。今回の視察を起点に、議会（委員会）から行政側へも情報の共有をしながら、共に歩み、前へ進むような提案も行っていくことも必要であると感じたところである。



【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

宿泊税は、法定外目的税であり、総務省所管の項目であると共に、京都市を参考に制度設計がなされ、簡略化のテーマで、宿泊者や事業者へも分かりやすさの視点から、宿泊金額に応じ、税率200円と500円の設定であった。平成31年度から導入し、約4億円から8億円の自主財源が確保をされ、一般財源であった3つの柱からなる、各事業へ財源充当されていました。地元や観光客への事業効果の還元も感じたところである。霧島市においては、全域一律な考え方ではなく、ゾーニングなどの工夫の視点も必要であると思う。自治体の財政の状況は、年々厳しさを増す一方で、国に依存しない自治体独自の財源確保は、必須事項である。多岐に渡る行政サービスや市民ニーズに応えるためには、自治体内部における真に必要な事業を精査し、歳出削減する作業も必要であるが、スピード感を持ち、新たな自主財源確保を進める議論も、さらに必要であるように感じている。自主財源を確保する方策は、議会でも大切な項目であり、一考察として、今後の議論の一助としながら、霧島市らしさの自主財源を創出する制度設計に繋げていけるような議論も必要でないかと考えている。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

施設建設費2億円の投資をはじめ、建設後の維持管理費（ランニングコスト）を含めた民間事業者提案により、令和4年3月31日に稼働を始めた八尾市の小水力発電事業であった。

公共としては、発電に必要なエネルギー提供と市施設の有償提供を行い、年間約300万円の自主財源を確保している。市は、ゼロカーボンシティ宣言を行い、環境にも優しく安全性も確保された事業であるとも認識したところである。自主財源（借地・固定資産税）の視点が見込まれている

ことから、財源確保の視点からもメリットのある事業であるようにも感じている。環境に配慮したエネルギー政策と自主財源確保の積極的推進は必要である。議会から情報共有を行い、霧島市において、何が出来るのか、議論していく一助となったものとする。

【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について  
国はFIT法を改正し、令和元年8月に、条例も含めた関係法令の遵守を義務付け、違反した場合には指導及び助言、改善命令、認定取り消し等の対応を行うこととなった。それに基づき、上田市では、特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」として指定するとともに、その「抑制区域」に設置する場合の必要な手続きを定めた「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を令和元年8月1日から施行して、適正な設置の誘導に努めていた。

\*本条例のポイントは、「抑制区域」を指定し、遵守させたことにある。



【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

導入の経緯は、平成28年11月金沢経済同友会と市長の意見交換会で、宿泊税導入の提案に市長が検討を表明したことから始まった。（背景には、平成27年3月の北陸新幹線開業がある）

制度の目的は、「金沢の歴史、伝統、文化などの固有の魅力を高めるとともに、市民生活と持続可能な観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるため平成31年4月から導入した法定外目的税である。

宿泊施設には、「特別徴収事務交付金」として毎年6月と12月に期限までに納入された納入金の2.5%の交付金を交付していた。平成31年の税収は7.6億円であったが、コロナの影響により令和2年は4.2億円、令和3年は4.8億円であった。

税金の使途としては、まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策、観光客の受入れ環境の充実を図る施策、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策などである。

\*自主財源獲得の手段としてさらに調査していかなければならないと感じた。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

水の未利用余剰エネルギーを用いた発電のメカニズム・仕組みが単純であることと、このシステムのメリットに関心を持ちました。

水道局では水力発電のノウハウを持っていないため、導入実績のある民間企業の力を活用して、費用は民間が担い、八尾市水道局からは設置場所と流れる水のエネルギーを提供していた。八尾市水道局としては、費用負担はなく、逆に幾分か収入を得ながら、環境貢献に寄与すると考えられている。

\*民間の技術と資金力を活用した画期的な政策手法であると感じた。



【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

上田市では平成 27 年度より太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを制定し適正な設置場所への誘導に努めていたが、法的拘束力はなくその対応に限界があった。全国各地でトラブルをきっかけに国は、フィット法を改正し、条令も含めた関係法令の遵守を義務付けた。違反した場合には指導及び助言改善命令や認定取消し等の対応が可能になったことから、上田市では有識者会議と市民のパブリックコメントをもとに本条例を制定した。概要は観点として 5 項目、10 の抑制区域設定、標識の設置など 5 項目の手続きを義務付ける。そして条例で義務化した抑制区域内で太陽光発電設備を設置する際、必要な手続きを終了したときは、協定を市長と締結しなければならないとした。



本市でも開発に対して指導や勧告・中止に向けた有効な手法として、抑制区域の設定、手続きを義務化した項目の制定、協定の締結等、市民への十分な説明会を規定した条例制定を、急ぐべきと必要性を感じた。また今回のフィット法の改正は、一層の市町村への災害防止への責任を求めたと考える。

今回の行政視察は、災害防止のための条例制定に向けた、意義のある視察となった。

【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

説明で、全国で導入している市が紹介された。今回の導入のきっかけが市内観光業の提言や、金沢市までの新幹線開通が契機となって、その時の地域の要請があったものと理解した。税の受益者負担の原則から、その予算の使途が広がり、観光政策に特化した予算編成に寄与すると考える。全国では、地域や都市・町によりいろんな観光戦略がある。金沢市を歩くと観光に力が入っていることは良く分かる。景観の為、無電柱化、兼六園の利用者向けサービス、商店街支援、土産物店支援、駅前整備、おもてなし支援、レンタサイクル等々。

コロナ後を経て本市の観光は、観光客の誘致のために「どこにでもある観光戦力」から各地域資源の活用による多岐にわたる文化、民芸、スポーツ、音楽、キャンプ、バイク、地域おこし、小水力、ゲンセン霧島、黒食品農業、焼酎、学生徒議会、企業誘致、交流人口の拡大の戦略を多くの施策をしての街の魅力アップをする事になる。この税は、いつかは導入が必要になる、制定に向けた広範囲の理解を得て、しかるべき時に導入協議が出来たらと思う。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

地域にある資源を有効活用した一つの例であった。

民間のノウハウにより、水道局の土地と上水道の大阪府送水圧と供給圧の水圧差を利用して小水力発電をし、見返りとして利用料を市に払ってもらう仕組みであるが、建設費総額約 20 億の費用をかけ 20 年の再生電力買い取り事業の売電収入で事業が出来ている。現地を視察して、発電機は

静かであり、わずかな圧力でも発電できるとの事でした。安全性も担保されていた。20年後についてはいくつかの選択肢が出来ており、お荷物的にならない仕組みになっている。

今後は霧島市でも、豊富な水を利用し小水力発電の可能性があれば、八尾市の民間委託した事例の事業展開は有効である。またその収益を簡易水道事業等の充実に当てるべきと考える。この事例は庁内でしっかり研究を求める。

【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について  
抑制区域の設定や地域住民等との協議を義務付けるなどして、実効性のある条例が制定されている。同様に、雨水排水に関する基準を設け一定規模以上の開発事業に対する条例も制定されており、行政当局のまちづくりに対する情熱と創意工夫に感銘を受けた。



【金沢市】

（調査項目）宿泊税について  
観光振興を図る施策に充当するために導入された法定外目的税であるが金沢市の面積 468.64k m<sup>2</sup>の中におよそ 450 件の宿泊施設が存在しており、宿泊数もコロナ禍以前は約 370 万泊で 7.6 億円の税収をあげている。全国的には、東京都、大阪府、福岡県、京都市、倶知安町でしか導入されておらず、宿泊施設数はもちろんのことであるが、地域がある程度集約されていなければ税収の使途が希薄になるように感じた。

【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について  
初期投資もなくランニングコストもほとんどない中で、20 年にわたり、年間 170 万円の使用手数料と年間 130 万円の固定資産税が見込まれるということで、新たな歳入の創出に貢献する先進的な公民協働事業に思われた。事業の背景には、時代の流れに乗ったゼロカーボンシティ 2050やお宣言があり、あらためてビジョン無き霧島市を痛感させられた。

【上田市】

（調査項目）太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

上田市への行政視察にあたって、上田市が「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」から条例へと進んだ経過、条例施行後の効果、住民の反応について事前質問させて頂いた。

その質問に、上田市においても危険な場所等での太陽光発電設備の設置が危惧されたことから、平成 27 年 10 月には「指導要領」を、平成 29 年 4 月には「ガイドライン」を制定したが、これらには法的な拘束力がない。地域住民からは、防災や環境上の懸念から反対運動や、条例制定の要望が寄せられていた。そのような中で、国が FIT 法を制定し、「条例などの順守」規定が盛り込まれたことから「条例化に踏み切った」との事であった。FIT 法はあっても法律でないため、いかに条例をつくるかが課題であり、条例化を議論する識者のなかに弁護士を入れて議論した経過が説明された。



条例では、土砂崩壊などの危険がある場所を「抑制区域」として指定している。条例は、第 4 条に、「事業主の責務」として「地質及び地盤等の土地条件並び過去の災害記録・・・災害危険想定地域の資料等必要な情報を収集したうえで・・・災害発生を助長することが想定される区域については、開発区域として選定しないよう配慮しなければならない」と明記している。

第 7 条には、「事前説明」による「住民合意の努力」も明記されている。「山間部では、土砂災害の危険性のあるところで反対運動がある。そういう場所への規制につながればという条例だ」との説明もされた。

急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害危険区域など、特に配慮が必要とされる地域を「抑制地域」として指定し、その場所で事業を実施しようとする場合、「コンサルタントではなく、設計者が地域住民に説明することを求めている」とのことであった。

条例制定により、「抑制区域を事業区域から外す」などの対応や、「上田市は規制が厳しいと事業者から聞く機会が増えた」などの報告があった。

3,000 平方メートル未満の開発事業について、霧島市では、土地利用対策要綱にて対応しているが、上田市では、「上田市開発事業の規制に関する条例」を運用しているとのことであった。

霧島市においてもメガソーラー建設現場からの土砂流出の災害が現実になっており、ガイドラインではなく、条例による災害防止策の強化が求められると再認識した。

【金沢市】

（調査項目）宿泊税について

金沢市では、平成 31 年 4 月より宿泊税を導入している。導入したのは、平成 27 年の北陸新幹線の開業による観光客の増加に対し、金沢経済同友会から宿泊税導入の提案があったことを受けたものであると説明があった。

宿泊税条例では、宿泊税について宿泊料金 2 万円未満 200 円、2 万円以上 500 円としている。



自治体によっては料金設定を細分化しているが、そのような議論はなかったかとの質問に、「京都市の宿泊税を参考にした」との説明であった。京都市は、宿泊料金 5 万円以上には 1,000 円を徴収しているが、「上限を 500 円とした」とのことであった。

宿泊税は、法定外目的税のため総務省の許可が必要であったこと、「税率をどのように設定するかで苦労した。宿泊料 1 万円以下では 100 円でも良いのではないかと意見があったが簡略化して 200 円と 500 円に決定した」との報告であった。

宿泊税の収入額は、平成 31 年度 7.6 億円、令和 2 年度 4.2 億円、令和 3 年度 4.8 億円であった。徴収方法は、宿泊事業者が宿泊料金と合わせて徴収し、市に納入する。市は、その事務負担に対し、納付金額の 2.5%を「特別徴収事務交付金」として交付していた。また、期限内に納入された事業者には、ひと月当たり 1,000 円を加算していた。令和 4 年度当初予算では、2,330 万円を計上していた。

宿泊税収入は、基準財政収入額に算入されているかについては、「後日回答する」とのことであった。

霧島市も観光産業を重点政策の一つとして実施している市であり、自主財源をいかに確保するかは大きな課題ではあるが、コロナ禍で打撃を受けている観光客や観光事業者には新たな負担を求めることになり、観光関連事業者との十分な議論が必要な案件ではないかと思った。

## 【八尾市】

（調査項目）上水道施設を活用した小水力発電について

八尾市では、上水道の圧力を利用した小水力発電（75kW×4 基）を実施している。この事業は、八尾市が民間企業（株 DK - Power）と連携し、市の施設に民間企業が設備の整備と運用を行い、その収益の一部を市の収入としていた。

上水道の水道施設を活用した「小水力発電」は、飲み水に与える影響が懸念されるが、その安全性はどのように担保されているかとの事前質問には、「すでに水道用のポンプで採用されている安全性が確認されたポンプを使用しており、水質に影響を与えない材料を使用し、油脂類の使用は一切ない」との事であった。

発電所を設置している土地は、民間企業が八尾市から借り上げて機器を設置しており、その固定資産税が年間約 130 万円、売電利益による市の収入が発電量 1 kWあたり 1.5 円であり、収入予定額は年間約 170 万円との事であった。

事業の実施にあたり、市民に対してどのような説明を行い、理解を得ることができたかの問いには、「住民への説明会は開催されていない。ホームページで PR している」との説明には、疑問を感じた。

霧島市は、山間部に上水道水源を持ち、水圧を利用して配水しており、条件によっては、「小水力発電」設置の可能性はあるが、市民の生活に欠かせない飲み水に与える影響など、十分な議論が必要ではないかと感じた。

以上、総務環境常任委員会の行政視察報告とする。

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

総務環境常任委員会  
委員長 宮田竜二  
副委員長 今吉直樹  
委員 松下太葵  
委員 藤田直仁  
委員 松枝正浩  
委員 前島広紀  
委員 有村隆志  
委員 仮屋国治  
委員 宮内 博